

H N S タンカー事故業務委託契約書（対船舶所有者）

（海防法第 42 条の 25 第 2 号関係）

平成 19 年 7 月末現在

_____（以下「委託者」という。）と独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）とは、平成 年 月 日 ○○○○ において発生した _____ の「大量の油及び有害液体物質」（以下「HNS 等」という。）による事故について防除措置並びに消火及び延焼の防止又は同事故のおそれがある場合の事前対応などの作業（以下「作業」という。）の実施に関し、次のとおり契約する。

〔解釈〕

- (1) 本契約は、HNS タンカーの搭載燃料油や輸送中の有害液体物質及び白もの油（特定油以外の油）による事故が発生又はそのおそれがある場合の作業の実施に関する委託契約であり、従来、特定油で行われていたものと同様の 2 号業務（海洋汚染等及び海上災害の防止等に関する法律（以下「法律」という。）第 4 2 条の 2 5 第 2 号）の委託契約である。
- (2) 「HNS 資機材要員配備・緊急措置業務約款」の緊急措置終了に引き続く 2 号業務の委託契約も本契約書による。

（業務委託）

第 1 条 委託者は、防除・消火作業を実施することをセンターに委託し、センターは善良なる管理者の注意をもってこれを実施する。

〔解釈〕

- (1) センターが実施する作業の範囲は、具体的には第 2 条に掲げる作業内容となる。
- (2) また、法律に定めるセンターの目的が「海上における災害の発生及び拡大の防止」となっていることに鑑み、原則として海域（最高高潮面まで）の作業としている。
- (3) 民法の委任条項の趣旨から作業の実施についての善管注意義務を記載している。

（作業の内容）

第 2 条 センターの実施する HNS 等による事故発生時の作業の内容は、次の各号の全部又は一部とする。

- (1) ガス検知等による HNS 等汚染状況の把握・確認及び現場における監視
- (2) オイルフェンスの展張その他の排出された HNS 等の広がり防止のための措置
- (3) 排出された HNS への放水による蒸発の促進又はゲル泡等による蒸発の抑制

- (4) 排出されたHNS等の分解の促進
 - (5) 排出されたHNS等の回収
 - (6) 海上火災の発生の防止並びに火災が発生した場合の消火及び延焼の防止
 - (7) 回収したHNS等の保管、運搬及び処分
 - (8) その他前各号の防除・消火作業に関連する措置
- 2 センターの実施するHNS等による事故のおそれがある場合の作業の内容は、次の各号の全部又は一部とする。
- (1) 要員の呼集、資機材の搭載等出動準備
 - (2) ガス検知等によるHNS等の状況把握・確認及び現場における監視
 - (3) オイルフェンスの展張その他のHNS等の広がり防止のための措置
 - (4) HNSへの放水による蒸発の促進準備又はゲル泡等による蒸発の抑制準備
 - (5) 海上火災の発生の防止
 - (6) その他前各号に関連する措置

〔解釈〕

- (1) 排出事故を起した場合に船舶所有者等が講じる措置は、法律施行規則第32条に規定されている。また、火災事故の場合は、海上保安庁長官が船舶所有者に対して消火、延焼の防止等のための必要な措置を法律第42条の3第3項に基づき命ずることができることになっている。(第1項)
- (2) 排出事故のおそれがある場合の対応措置としては、本条の各号に掲げたものが考えられる。なお、法律第39条第5項に基づき海上保安庁長官が緊急に排出のおそれを防止する必要があると認めるときは船舶所有者等に対応措置を命ずることがある。
また、危険物による火災のおそれがある場合には、法律第42条の2第4項に基づく海上保安庁長官の措置命令が発せられることがある。(第2項)
- (3) 本条において作業の内容を限定したのは、HNS事故が発生した場合、委託者側(船舶所有者等)が直接自分で作業を実施することも有り得ることから、センターは例示した作業内容についてもその全部又は一部に限定して実施することとしたものである。
- (4) センターは、本契約に基づいて作業を実施することになるが、センターが防除・消火作業を本契約によって実施するからといってP&I保険と海上保険の関係には、何等影響を及ぼすものではないと考える。

(作業の実施)

第3条 センターが実施する作業は、センター及びセンターが予め契約を締結している防災措置実施者(以下「契約防災措置実施者」という。)により実施するものとする。この場合において、契約防災措置実施者のなした行為はセンターの行為とみなす。

〔解釈〕

- (1) 民法の委任規定では、再委任する場合には委託者の了解を取り付けておく必要

があるため、センターは作業の実施を下請に出す旨を本条に明文化することによって、本契約においては再委任できることを明確にしている。また、センターは、ほとんどの排出事故の場合、契約防災措置実施者を使用して作業を実施することになるが、船舶所有者等に対してはセンターが契約防災措置実施者の行為についての責任を負担することをみなし規定をおくことによって明らかにしている。

- (2) センターは、民法の委任に関する規定に準拠し、委託者側の指示に従って作業を実施するが、実態としては、海上保安部署が中心となって設置する対策会議等で各機関（委託者側を含む。）が協議して作業を円滑に実施することとなる。
- (3) センターは、防除・消火作業を実施するにあたり、委託者側と協議した作業の方法よりもさらに有効な方法について海上保安部署等から指示、助言を受けた場合は、センターはこれを委託者側に通知し、当該作業を実施する。
- (4) 委託者側は、センターとの間で本契約を締結したからといって、並行的に特定の業者を使用して委託者側自身が措置を講ずることを妨げるものではなく、また、委託者側がセンターに作業を委託する場合であっても委託者側が特定の契約防災措置実施者を使用することを求めた場合は、できる限りその意図に添うよう配慮する。

（報告）

第4条 センターは、作業実施中、委託者に適宜又は委託者の指示により経過報告を行うとともに、作業終了後は遅滞なく当該作業の内容及び結果を記載した報告書を委託者に提出するものとする。

〔解釈〕

センターは、作業実施中、船舶所有者等に対し随時作業の状況等を報告するなど委託者側との連絡を密にし、また、作業終了後はセンターの作業状況の確認を得るため、報告書を提出することになっている。

（費用の請求及び支払）

第5条 センターは、次の各号の費用を委託者に請求するものとする。

- (1) 契約防災措置実施者作業経費
 - (2) センターが保有し、本作業に使用した船艇、資機材等の経費
 - (3) センター経費
 - (4) その他作業に関連する経費で委託者とセンターが別途合意した経費
- 2 前項の費用の決定及び支払方法については、委託者とセンターとの協議による。ただし、作業のために消費した薬剤その他の資材に関しては、両者協議のうえ、支払いに代え現物給付によることができる。
- 3 委託者は、センターから前項により決定された費用の請求を受けたときは、これを速やかに支払わなければならない。また、請求の日から3ヶ月以内に支払がないときは、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)」に定められた割合による遅延利息を付する。

〔解釈〕

- (1) 費用の請求は、作業能力の評価、事業者の本来業務における賃金体系等様々な要素を考慮して決定する必要があるため、前例及び従来からの慣行等を参考にしながら当事者間で協議して決定することとする。(第1項、第2項)
- (2) 請求費用の内訳等は、従来からのセンター油防除作業と同様の費用請求範囲であり、薬剤その他の資材は現物給付ができることとした。(第1項、第2項)
- (3) センターが行う費用の請求は、関係者との協議が全て整った後に行うことにしているため、この請求を受けた委託者側からの支払いは、速かに行われるものと思われるが、万一の場合を考慮して請求から3ヶ月経過した後の延滞金を定めた。また、遅延利息の割合は、毎年見直しされる大蔵省告示（現財務省）の率によることとした。(第3項)

(責任の負担)

第6条 センターは、センターの重大な過失により委託者に損失、損害が生じた場合にのみ、その責任を負う。

〔解釈〕

- (1) 本条中、「センターの重大な過失による損失、損害」には、第3条において、契約防災措置実施者のなした行為はセンターの行為とみなすとしており、当然、同契約防災措置実施者の重大な過失による損失、損害も含むこととなる。
- (2) センター及び契約防災措置実施者の重大な過失による損失、損害のみが、センター及び契約防災措置実施者の負担となり、重大な過失によらないで第三者に与えた損害は、被害者たる第三者から船舶所有者等に対して損害賠償請求が行われ、それを支払った船舶所有者等がセンター及び契約防災措置実施者へ求償するということはあり得ないと考える。

(契約の解除)

第7条 いずれの当事者も、相手方に通知することによって、いつでも本契約を解除することができる。

2 委託者に次の各号の一つに該当する事由が生じた場合、センターは委託者に通知することによって、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の条項に違反があり、催告によっても違反が解消されないとき。
- (2) 破産、会社更正手続開始、会社整理開始、特別清算開始及び民事再生手続開始の申立を受けたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は、事業を休廃止、解散したとき、その他外国人ないし外国法人についてはこれに相応する所属国での手続きがあったとき。
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 対象船舶に適切な船舶保険及びP & I保険が付保されていないことが判明したとき。

3 前2項は、いずれかの当事者の損害賠償請求を妨げない。

〔解釈〕

- (1) 本条は、民法第651条（委任の解除）「委任は、各当事者がいつでもその解

除をすることができる。」の規定と関係している。

- (2) 本契約では、HNS事故における作業を実施することとしていることから、委託者側が十分な支払い能力を有しないことが判明した場合、本条において、センターは、本契約を解除し又は本契約に基づく義務の全部若しくは一部を行わないことができる旨を委託者側に明示しておくこととした。

特に、海上での事故処理には莫大な経費が必要となる場合があるので、対象船舶に適切な船舶保険およびP & I保険の付保も条件に加えている。

(紛争の解決)

第8条 本契約は、日本法に従って解釈し、本契約に規定のない事項及び契約内容等に紛議が生じた場合は、当事者双方誠意をもって協議する。

- 2 本契約に関して当事者間に争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を管轄裁判所とする。

[解釈]

- (1) 委託者側が外国企業等であることも考え、準拠法は日本法と明記した。紛争時における仲裁については、本契約において明文化されていないが、事務処理を円滑に実施するため、当事者双方が合意すれば日本海運集会所の仲裁に付すことを妨げるものではない。

- (2) 紛議が生じた場合には、第1項により当事者双方が誠意をもって協議する。

即ち、話し合いによって解決を図ることを原則としているが、それでもなお協議が整わず、裁判に付す場合の管轄裁判所は横浜地方裁判所とすることにしている。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 住所
氏名

被委託者 住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
氏名 独立行政法人海上災害防止センター
契約担当役 理事長 栗原 敏 尚